

# 多摩区まちづくり協議会設置要綱

平成20年6月25日  
20川多地第68号

## (目的及び設置)

第1条 多摩区民、多摩区内において活動を行う団体等（以下「区民等」という。）が行う多摩区内のまちづくり（以下「まちづくり」という。）に関する活動に対する支援並びに区民等との連携を図りながらまちづくりに関する課題の提起及びその解決のための実践を川崎市と協働して行うため、多摩区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (協議会の活動)

第2条 協議会の活動は、次に掲げるとおりとし、多摩区役所と連携を図りながら行うものとする。

- (1) 区民等がまちづくりに関する活動の情報を交換する場づくり
- (2) 区民等が行うまちづくりに関する活動を支える情報の調査、収集及びこれらから得られた情報の区民等への提供
- (3) 区民等のまちづくりに関する意見、川崎市から提示されたまちづくりに関する課題等の協議及び検討
- (4) 前号に掲げる活動により得られたまちづくりに関する課題を解決するための企画及び区民等との協働によるその実践

## (協議会の委員)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者（別に設置する組織により承認された者に限る。）とする。

- (1) 多摩区内において活動を行う団体（別に設置する組織により承認されたものに限る。）から推薦された者
- (2) 委員に応募した者
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要と認められる者

2 委員の任期は、原則として2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠

の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(協議会の役員)

第4条 協議会に次の役員を置き、委員の互選により定める。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 会計 1名

(4) 会計監査 1名

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会計は、協議会の会計事務を処理する。

5 会計監査は、協議会の会計を監査する。

6 役員任期は、原則として2年とする。ただし、補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

7 役員は、再任されることができる。

(協議会の組織及び会議)

第5条 協議会の組織は、次に掲げるとおりとする。

(1) 総会

(2) 運営委員会

(3) 広報編集部

(4) プロジェクト

2 前項に掲げるもののほか、運営委員会の決定により、臨時の組織を設置することができる。

3 協議会の会議(以下「会議」という。)は、第1項第1号及び第2号に掲げる組織において、それぞれ開催されるものとする。

4 会議は、第6条第3項及び第7条第4項に規定する組織の代表がそれぞれ招集し、その会議の議長となる。

- 5 会議は、構成員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第6条 総会は、次に掲げる事項を行なう。

- (1) 協議会の事業の計画及び実施結果の報告
- (2) 協議会の予算及び決算の報告
- (3) 協議会の役員の承認
- (4) 組織の変更又は運営に関することのうち、特に重要と認められる事案の報告

2 総会は、全ての委員をもって構成する。

3 協議会の会長は、総会を代表する。

(運営委員会)

第7条 運営委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 第6条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する総会において報告する事案の決定及び承認並びに総会での報告
- (2) 役員候補者の選出及び総会への付議
- (3) 第5条第1項第3号及び第4号に規定する組織から付議された議案の検討
- (4) 協議会の運営及び組織に関する事案(第2号に掲げる事項を除く。)の決定又は承認
- (5) 協議会の活動に必要な情報の収集
- (6) 協議会の活動に必要な研修の企画及び実施
- (7) 区民等がまちづくりに関する活動の情報を交換する場づくりの企画及び実施
- (8) 協議会の活動を発表する場づくりの企画及び実施
- (9) 区民等へのヒアリングの企画及び実施
- (10) 第9条第1項に規定するプロジェクトの支援
- (11) 協議会の各組織間の調整

2 運営委員会は、第4条第1項に掲げる協議会の役員、第8条第3項に規定する編

集代表及び第9条第5項に規定するプロジェクト代表をもって構成する。ただし、第1項6号から8号に規定する事項に関してのみ、企画又は実施に関わる委員及び第9条第3項に規定する区民等を運営委員会の構成員とすることができる。

- 3 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、協議会の会長及び副会長をそれぞれ充てる。
- 4 委員長は、運営委員会を統括し、代表する。

(広報編集部)

第8条 広報編集部は、運営委員会と連携を図りながら、広報紙等の企画、編集、発行及び配布を行う。

- 2 広報編集部は、委員のうち立候補又は推薦により選出された者及び参加を希望する区民等をもって構成する。
- 3 広報編集部に編集代表を置き、広報編集部を構成する委員の互選により定める。
- 4 編集代表は、広報編集部を統括し、代表する。

(プロジェクト)

第9条 プロジェクトは、運営委員会と連携を図りながら、まちづくりに関する課題を解決するための企画及び区民等との協働によるその実践を行う。

- 2 プロジェクトは、必要に応じて複数設置することができる。
- 3 プロジェクトは、委員及び企画に賛同する区民等をもって構成する。
- 4 委員（第7条第1項6号から8号に規定する事項の企画に関わる者及び広報編集部を構成する者を除く。）は、少なくとも一つのプロジェクトに属さなければならない。
- 5 プロジェクトにプロジェクト代表を置き、それぞれのプロジェクトを構成する委員及び企画に賛同する区民等の互選により定める。
- 6 プロジェクト代表は、自らが属するプロジェクトを統括し、代表するとともに、プロジェクト間の情報の交換を行い、運営委員会で活動の報告を行う。
- 7 プロジェクト代表は、委員である必要はない。ただし、委員でない者がプロジェクト代表となった場合は、第3条第1項第3号の規定を適用し委員となる。

(兼務)

第10条 第4条第1項に定める役員は、第8条第3項に規定する編集代表及び第9条第5項に規定するプロジェクト代表のいずれかの職を兼ねることができるものとする。ただし、複数のプロジェクト代表を兼ねることはできない。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、多摩区役所まちづくり推進部地域振興課に置く。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は運営委員会と多摩区役所が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年6月25日から施行する。

(多摩区まちづくり推進協議会設置要綱の廃止)

2 多摩区まちづくり推進協議会設置要綱（平成12年4月20日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。